

# 経済協議会協議事項

〔 日時 令和6年11月21日(木)  
午前10時  
場所 第二委員会室 〕

## ○ 所管事項の報告について

- 1 Hachinohe X-Tech Innovation 事業における実証プロジェクトの実施について
- 2 八戸北インター第2工業団地造成工事請負の一部変更契約の締結について
- 3 八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結について
- 4 八戸市南郷文化ホールネーミングライツスポンサーの募集について
- 5 八戸市南郷体育施設条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市南郷屋内運動場条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場ネーミングライツ・スポンサーについて
- 9 八戸市体育館の建て替えに関する事業者選定支援業務委託事業者の決定について
- 10 八戸市体育施設整備に関する基本方針の改定案について
- 11 フラット八戸の今後の対応について
- 12 地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）の概要について

ハチノヘクロステックイノベーション  
Hachinohe X-Tech Innovation事業における  
実証プロジェクトの実施について

## 1. 事業目的

デジタル技術によって解決が期待される地域課題を提示し、IT関連企業の参入の機会を創出することにより、当市へのIT関連企業の立地促進を図る。

## 2. 事業概要

庁内から募集した地域課題に対し、課題解決に向けた実証プロジェクトを行う事業者を公募し、実証プロジェクトを実施した上で事業の実現に向けた検証を行う。

## 3. 経過

- ・庁内から当事業で取り上げたい地域課題を募集し、計19件の応募があった。
- ・応募のあった課題を3件に絞り込み、実証プロジェクトを行う事業者を公募したところ、市内外から延べ32件の応募があった。
- ・応募のあった事業者について書類審査・面談等を行い、下記のとおり事業者を選定し、実証プロジェクトを実施することに決定した。

## 4. 実証プロジェクト

|      |  |
|------|--|
| 件名①  | デジタル化で、障がい者の楽ちんタクシー利用を実現したい！   |
| 内容   | 重度障がい者向けのタクシー料金助成事業について、タクシー券を紙ではない新しい仕組みに置き換えることにより、利用者、事業者、市職員の負担が軽減されるかを検証する。 |
| 実施企業 | (株)ギフトパッド（大阪府大阪市）  |
| 担当課  | 障がい福祉課   |

|      |   |
|------|---|
| 件名②  | 除雪のデジタル化で、市民の不安と除雪事業者の負担を解消したい！   |
| 内容   | 除雪作業状況をリアルタイムで把握することにより、問い合わせ対応の軽減が図られるか、また、事業者及び市職員の報告・精算業務を軽減できるかを検証する。 |
| 実施企業 | 北菱電興(株)（石川県金沢市）   |
| 担当課  | 道路維持課   |

|      |   |
|------|---|
| 件名③  | 教頭先生を救え！手間をかけずに学校施設を利用できる仕組みの実証   |
| 内容   | 学校施設開放事業について、人手を介さずに施設利用できるツールを試験導入することにより、利用者、教職員、教育委員会の負担軽減につながるかを検証する。 |
| 実施企業 | (株)ピーべる（東京都台東区）   |
| 担当課  | 教育総務課   |

## 5. 今後の予定

- ・11月から来年2月まで、企業及び担当課の協働により実証プロジェクトを実施。
- ・実証プロジェクト終了後、事業化に向けた検証を行う。

## 八戸北インター第2工業団地造成工事請負の 一部変更契約の締結について

### 1. 工事名称

八戸北インター第2工業団地造成工事

### 2. 契約者

三井住友・石上・高橋特定建設工事共同企業体

### 3. 契約額

変更前 3,804,218,000円

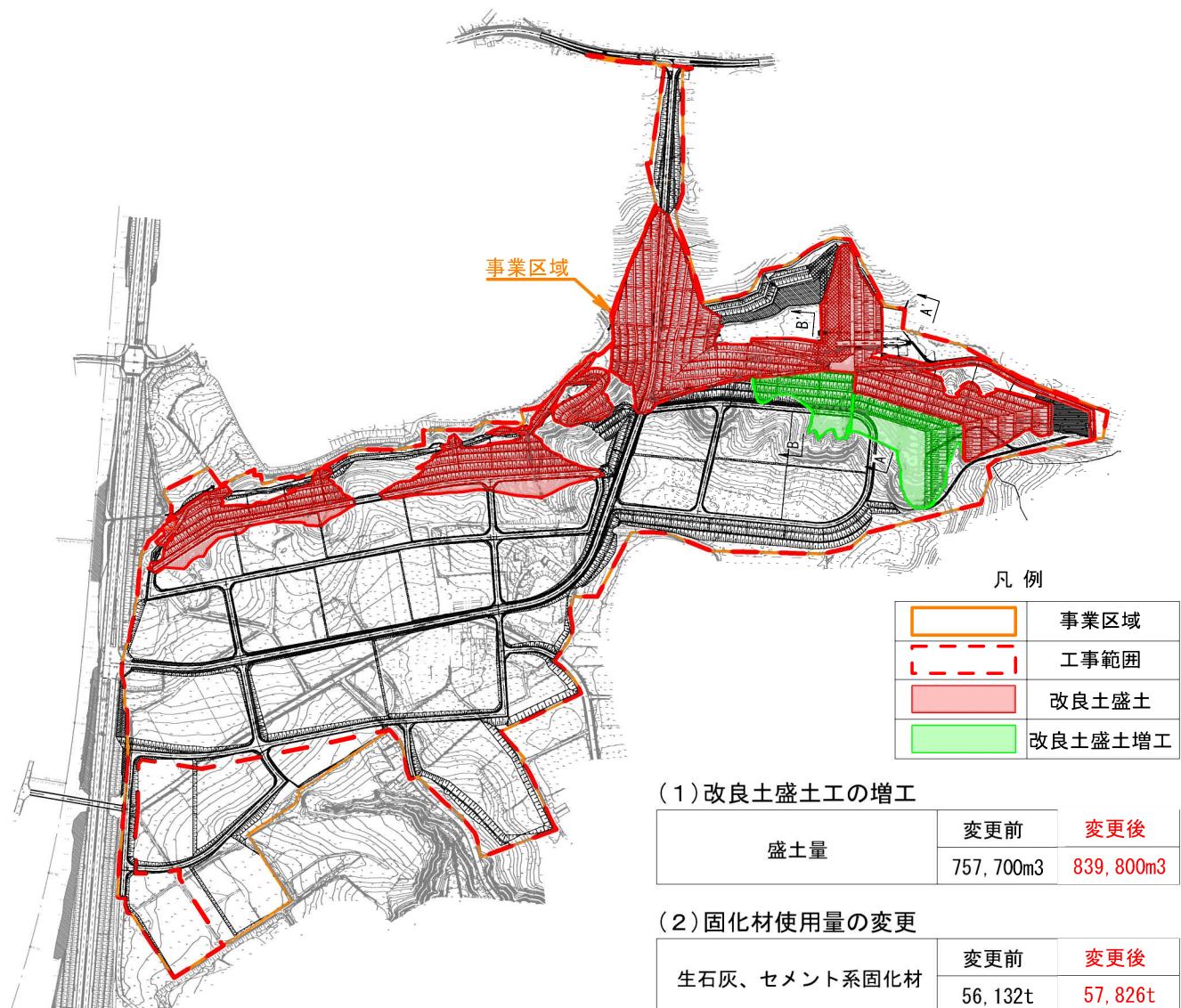
変更後 4,770,018,000円

増減額 965,800,000円 (25.4%の増額)

### 4. 主な変更理由

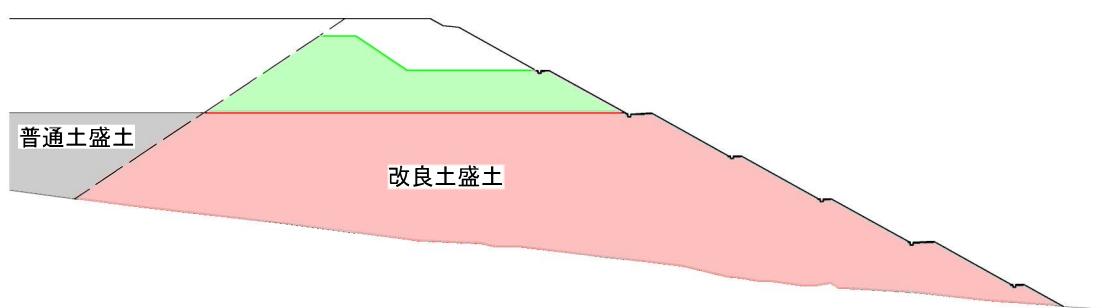
- (1) 土量精査の結果、切土量が盛土量を上回る見込みとなることから、事業の進捗を図るために改良土盛土工を82,100m<sup>3</sup>増工したもの。
- (2) 締固め後の土量体積変化量が当初想定より大きく、体積変化に対応するため安定処理施工量が増加したことにより、固化材使用量を変更したもの。
- (3) 賃金および物価の変動に伴い、受注者から工事請負契約約款に基づく請負代金額の変更請求があったため、請負代金額を変更したもの。

## 平面図



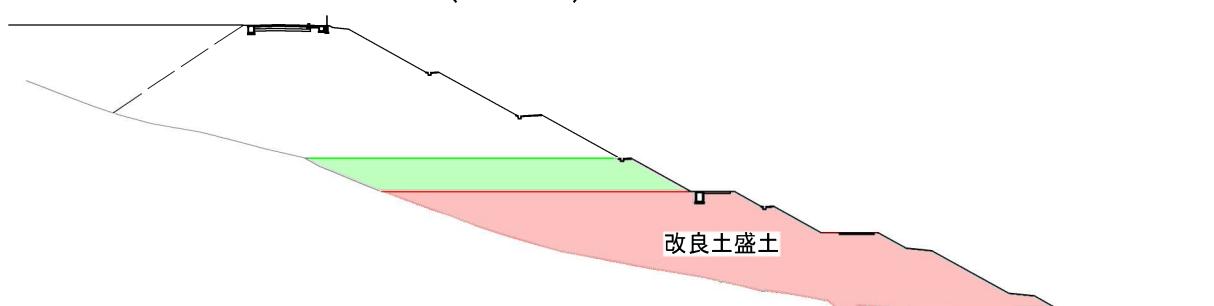
## 断面図

(A - A')



## 断面図

(B - B')



経済協議会資料  
令和6年1月21日  
商工労働まちづくり部産業労政課

## 八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の 一部変更契約の締結について

### 1. 工事名称

八戸北インター第2工業団地調整池工事

### 2. 契約者

北日本海事・小幡特定建設工事共同企業体

### 3. 契約額

変更前 514,712,000円

変更後 833,074,000円

増減額 318,362,000円 (61.9%の増額)

### 4. 工事期間

変更前 令和4年9月28日から令和7年3月31日まで

変更後 令和4年9月28日から令和8年3月19日まで

353日間延長

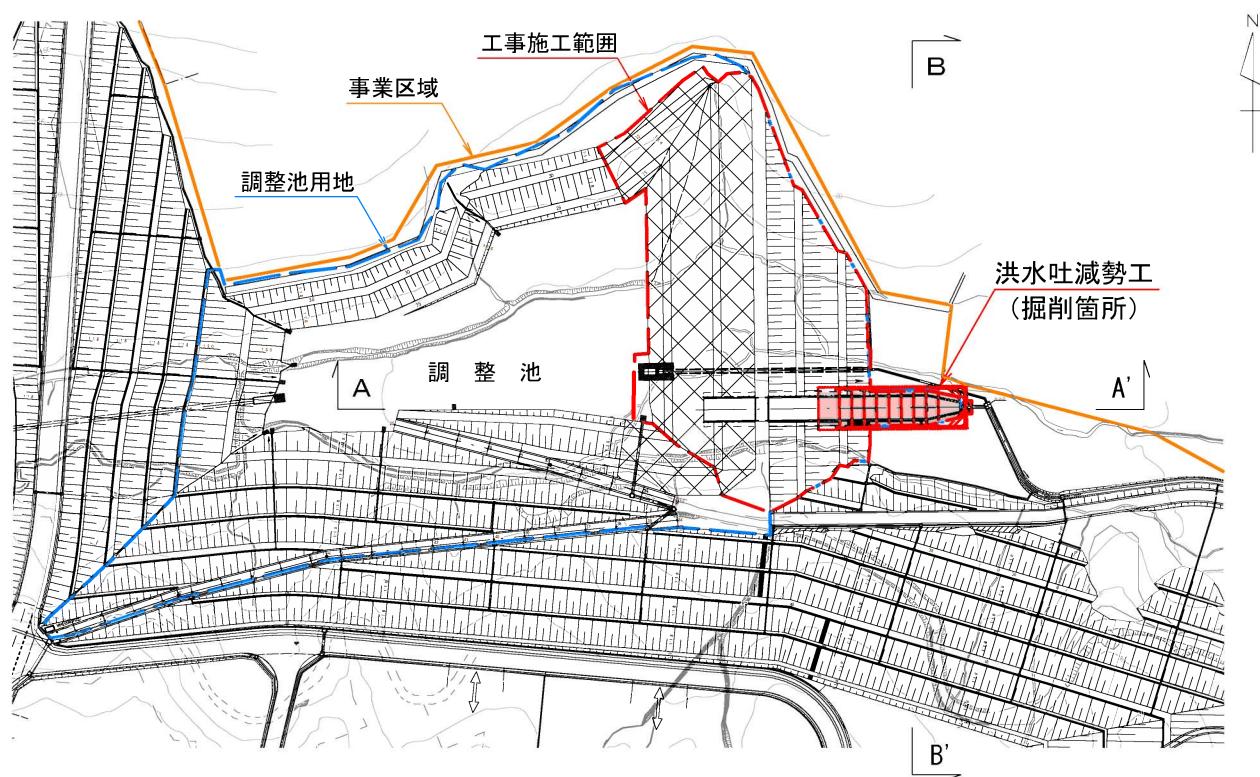
### 5. 主な変更理由

洪水吐減勢工の築造にあたり、施工性と安全性を確保するため周辺軟弱地盤における掘削工法をウェルポイント工法併用から鋼矢板土留工法へ変更し、構造物荷重に対する支持力を確保するため地盤改良工を増工したことによる増額、並びに工事期間の延長

## 位置図

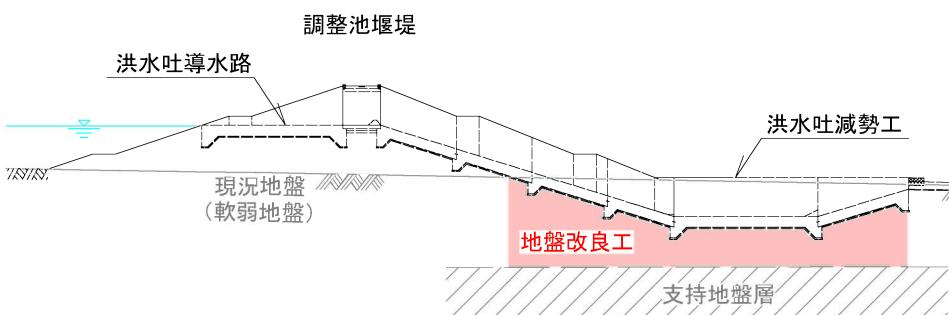


## 平面図

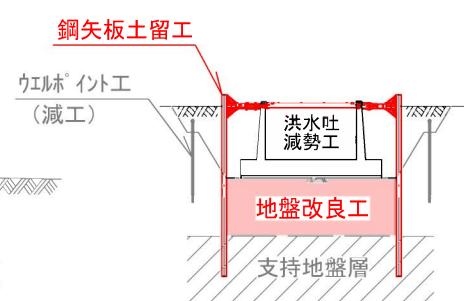


## 断面図

縦断面 (A - A')



掘削断面 (B - B')



## 八戸市南郷文化ホールネーミングライツスポンサーの募集について

当市の文化事業の充実と施設の良好な維持管理を図るため、また企業による社会貢献活動及び企業広報の一環として、「八戸市南郷文化ホール」におけるネーミングライツ（施設命名権）のスポンサー企業を募集する。

### 1 募集要項（概要）

#### （1）施設概要

- ① 名 称 八戸市南郷文化ホール  
② 所 在 地 八戸市南郷大字市野沢字中市野沢24番地1  
③ 施設概要 構 造：鉄筋コンクリート造3階建て  
建築面積：1,595.58m<sup>2</sup>  
延床面積：1,765.54m<sup>2</sup>  
主要設備：ホール(450席)、舞台、楽屋(4部屋)、シャワー室

- ④ 年間利用者数 16,194人（令和5年度実績）

#### ⑤ 令和5年度の主な開催イベント

- ・海上自衛隊大湊音楽隊ふれあいコンサート
- ・南郷郷土芸能発表会
- ・村治佳織ギターリサイタル
- ・及川浩治ピアノリサイタル

- ⑥ 管理運営 指定管理者 株式会社アート&コミュニティ  
(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)

#### （2）命名条件

施設のイメージを損なうことなく、市民の理解が得られるようなものとする。

#### （3）契約希望金額

年額150万円以上（消費税別）

#### （4）契約期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日（5年間）

#### （5）スポンサー特典

- ①施設への特定呼称の表示
- ②市の広報紙やホームページ等での呼称の使用
- ③施設の優先使用（年3日以内）
- ④施設内への商品等展示スペースの設置
- ⑤契約期間終了後の継続に優先交渉権を付与

(6) 応募資格

法人（登記された法人）

(7) スポンサー募集期間

令和6年11月21日（木）～令和7年2月14日（金）

(8) 選定方法

市が設置する選定委員会において、応募金額、呼称案、業務内容等について総合的に判断し、選定する。

なお、申込者が一者のみの場合でも、選定委員会において審査する。

2 決定までのスケジュール（予定）

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 令和6年11月21日（木） | ネーミングライツ・スポンサー募集開始   |
| 令和6年12月6日（金）  | 現場説明会開催              |
| 令和7年2月14日（金）  | ネーミングライツ・スポンサー応募期限   |
| 令和7年3月中       | 選定委員会開催・スポンサー候補企業の選定 |
| 令和7年6月1日（日）   | 呼称使用開始               |

八戸市南郷体育施設条例、八戸市南郷屋内運動場条例、及び八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例の一部改正（案）の概要について

## 1 改正の理由

八戸市南郷体育施設条例、八戸市南郷屋内運動場条例、及び八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例に規定されている体育施設の照明及び暖房（冷暖房）に係る利用料金の見直しをするとともに、その他規定の整備をするためのもの

## 2 改正の内容

次の体育施設の照明料及び暖房料（冷暖房料）について、定額の料金ではなく、実費を徴収するもの

### （1）八戸市南郷体育施設条例に規定する主なもの

| 体育施設名 | 区分   | 照明料/時間 |     | 暖房料/時間  |       |
|-------|------|--------|-----|---------|-------|
|       |      | 改正後    | 改正前 | 改正後     | 改正前   |
| 南郷野球場 | 照明施設 | —      |     | 2,500 円 | —     |
| 南郷体育館 | 競技場  | 高校生以下  |     | 150 円   | 100 円 |
|       |      | 一般     |     | 250 円   | 150 円 |
|       | 会議室  | 高校生以下  |     | 30 円    | 20 円  |
|       |      | 一般     |     | 50 円    | 30 円  |

### （2）八戸市南郷屋内運動場条例に規定する主なもの

| 体育施設名 | 区分 | 照明料/時間 |     | 冷暖房料/時間 |     |
|-------|----|--------|-----|---------|-----|
|       |    | 改正後    | 改正前 | 改正後     | 改正前 |
| 屋内運動場 | —  | 520 円  |     | —       |     |
| 会議室   |    | 50 円   | 実費  | 100 円   |     |

### （3）八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例に規定するもの

| 体育施設名    | 区分    | 照明料/時間 |     | 暖房料/時間 |
|----------|-------|--------|-----|--------|
|          |       | 改正後    | 改正前 |        |
| 南郷テニスコート | 高校生以下 | 200 円  |     | —      |
|          | 一般    | 300 円  |     |        |

※改正後の照明料及び暖房料（冷暖房料）について、体育施設はアマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないときは実費の 50/100 に相当する額、会議室は入場料を徴収しないときは実費の 50/100 に相当する額

## 3 施行期日 令和7年4月1日

#### 4 他の八戸市内体育施設の照明及び暖房に係る利用料金

八戸市都市公園条例、八戸市体育館条例、八戸市屋内トレーニングセンター条例、八戸市健康運動センター条例、及び八戸市多賀多目的運動場条例に規定されている運動施設の照明及び暖房に係る利用料金については、実費を徴収する旨条例でそれぞれ規定

##### (1) 八戸市都市公園条例に規定するもの

長根公園野球場、長根公園アイスホッケーリング、東運動公園野球場、  
東運動公園テニスコート、新井田公園テニスコート

##### (2) 八戸市体育館条例に規定するもの

八戸市体育館、八戸市東体育館

##### (3) 八戸市屋内トレーニングセンター条例に規定するもの

主練習場、投球練習場

##### (4) 八戸市健康運動センター条例に規定するもの

八戸市南部山健康運動センタースポーツ館

##### (5) 八戸市多賀多目的運動場条例に規定するもの

天然芝球技場、人工芝球技場

八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場ネーミングライツ・スポンサーについて

令和6年12月31日で期間満了となる八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場の特定呼称について、次のとおり次期ネーミングライツ・スポンサーを選定したので報告するもの

1 選定の経緯

現在のネーミングライツ・スポンサーであるプライフーズ株式会社から、八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場ネーミングライツ事業契約書の優先交渉に関する規定に基づくネーミングライツ契約更新申請書の提出があり、令和6年8月22日に選定委員会を開催し、選定したもの

2 対象施設

八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場(八戸市大字市川町字市川後55番地1)

3 ネーミングライツ・スポンサー

プライフーズ株式会社 (代表取締役社長 藤井伸一)

4 特定呼称

プライフーズスタジアム

5 ネーミングライツ料

400万円/年 (消費税及び地方消費税別)

6 契約期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで (5年間)

参考:これまでのネーミングライツ・スポンサー等

|    | 期間                        | ネーミングライツ・スポンサー<br>: 特定呼称       | 年額    |
|----|---------------------------|--------------------------------|-------|
| 1期 | 平成28年10月1日<br>～令和元年12月31日 | 株式会社青森ダイハツモータース<br>: ダイハツスタジアム | 206万円 |
| 2期 | 令和2年1月1日<br>～令和6年12月31日   | プライフーズ株式会社<br>: プライフーズスタジアム    | 350万円 |

※年額は消費税及び地方消費税別

八戸市体育館の建て替えに関する事業者選定支援業務委託事業者  
の決定について

1 委託事業の目的

令和6年2月に策定した八戸市体育館の建て替えに関する基本計画に基づき検討を進めている、新八戸市体育館の設計、建設及び維持管理・運営業務について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく民間事業者の選定のための実施方針案及び要求水準書案を作成することを目的とするもの

2 委託事業の内容

（1）実施方針案の作成

- ・PFI事業者の募集及び選定に関すること
- ・新八戸市体育館の規模及び配置に関すること 等

（2）要求水準書案の作成

- ・新八戸市体育館の機能及び性能に関する要求水準
- ・設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に関する要求水準

（3）市場調査の実施

- ・民間事業者の参入意向の把握、参入に配慮した実施方針案等の検討のための市場調査

3 委託事業者

株式会社日本総合研究所（東京都品川区東五反田2丁目18番1号）

4 参加申し込み事業者数 1者

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、令和6年10月23日に実施したプロポーザル等審査委員会において、技術提案書及びヒアリング内容について審査し、受託候補者を選定

## 6 委託契約の概要

- (1) 契約年月日 令和6年11月6日
- (2) 契約期間 令和6年11月7日～令和7年3月31日
- (3) 契約金額 13,409,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 7 今後の予定

| 年度    | 内容                               |
|-------|----------------------------------|
| 令和6年度 | ・実施方針案及び要求水準書案の公表                |
| 令和7年度 | ・実施方針及び要求水準書の公表<br>・特定事業の選定・公表 等 |
| 令和8年度 | ・建て替えに関する事業着手                    |

## 八戸市体育施設整備に関する基本方針の改定案について

### 1 改定の理由

市内体育施設を総合的、かつ計画的に管理することを目的に、平成31年3月に策定した八戸市体育施設整備に関する基本方針について、主に令和6年2月に策定した八戸市体育館の建て替えに関する基本計画の内容との整合性を図るため、必要な見直しを行うもの

### 2 現行の基本方針の概要

#### (1) 体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 基本方針1 | 八戸市体育館の建て替えに向けた基本構想を早期に策定する。  |
| 基本方針2 | 市民が安全に利用できるよう予防保全の実施と長寿命化を図る。 |
| 基本方針3 | 既存施設の有効活用・統廃合による総量の維持・適正化を図る。 |
| 基本方針4 | 市民のニーズや時代に適合するような施設の質の向上を図る。  |
| 基本方針5 | スポーツによるまちづくりの視点による施設整備の推進を図る。 |
| 基本方針6 | 長根公園内の体育施設の移転を見直して公園の整備を行う。   |

#### (2) 各施設の管理に関する基本方針

| 公園名           | 体育施設名  |
|---------------|--|
| ①長根公園         | 八戸市体育館、野球場、武道館、相撲場、弓道場、水泳プール、スポーツ研修センター、屋外スピードスケートリンク、アイスホッケーリンク、長根屋内スケート場 |
| ②東運動公園        | 東体育館、野球場、陸上競技場、テニスコート  |
| ③南部山健康運動センター  | 体育館、温水プール、多目的広場  |
| ④新井田公園        | 新井田インドアリンク、多目的広場、テニスコート  |
| ⑤南郷体育施設       | 南郷野球場、南郷体育館、南郷陸上競技場、南郷屋内運動場、南郷屋内温水プール、南郷テニスコート                             |
| ⑥屋内トレーニングセンター | —  |
| ⑦多賀多目的運動場     | 天然芝球技場、人工芝球技場、多目的広場  |

### 3 主な改定案の内容

#### (1) 体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

##### ・基本方針 1

| 改定後                            | 改定前                          |
|--------------------------------|------------------------------|
| 八戸市体育館の建て替えについて、令和8年度内の着手を目指す。 | 八戸市体育館の建て替えに向けた基本構想を早期に策定する。 |

#### (2) 各施設の管理に関する基本方針

##### ①長根公園

##### ・八戸市体育館

| 改定後   | 改定前  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の八戸市体育館を使用しながら、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツ活動を促し、スポーツのある日常生活を支えるための多様な世代の誰もがスポーツに親しめるスポーツ振興拠点とすることを基本的なコンセプトとし、長根公園内の水泳プール及びスポーツ研修センターの場所に建て替えを行うことを想定する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設を使用しながら、公園内の別な場所に建て替えを行う。</li> <li>建て替えの際は、他の体育施設の機能集約を検討する。</li> </ul> |

##### ・武道館

| 改定後   | 改定前  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>武道館は存置し、レスリング場等として利用を継続し、柔道場及び剣道場は、新八戸市体育館に集約することを想定する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他都市を例に建て替え後の体育館への機能集約を検討する。</li> <li>オリンピックメダリストの顕彰方法について別途検討する。</li> </ul> |

・弓道場

| 改定後           | 改定前  |
|---------------|--|
| ・存置し、利用を継続する。 | ・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り継続利用を基本とし、建て替え後の体育館への機能集約を検討する。 |

・水泳プール

| 改定後   | 改定前                                      |
|---|--|
| ・廃止し、新八戸市体育館に集約することを想定するが、市内小中学校において、使用可能な学校プールが減少していることから、学校体育等の授業の場としての活用を考慮し、水深の浅い子ども用プールの併設等の必要な機能について検討する。 | ・継続利用を基本とするが、体育館の建て替えにあわせて移築又は機能集約を検討する。 |

・スポーツ研修センター

| 改定後                    | 改定前   |
|------------------------|---|
| ・八戸市体育館の建て替えにあわせて廃止する。 | ・既存プールの継続利用の間は同施設も継続して利用するが、長根屋内スケート場内に会議室機能があり、スポーツ研修センターの機能を補完できるため、プールが移築又は機能集約される場合はそれにあわせて廃止を検討する。 |

#### 4 改定に向けた今後のスケジュール

| 時期          | 内容  |
|-------------|---|
| 令和6年8月20日   | 第1回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本方針の改定案に関する審議    |
| 令和6年11月20日  | 第2回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本方針の改定案に関する諮問・審議 |
| 令和6年11月～12月 | ・パブリックコメント実施                                    |
| 令和7年1月中旬    | 第3回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本方針の改定案に関する審議    |
| 令和7年2月中旬    | 第4回スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会<br>・基本方針の改定案に関する審議・答申 |
| 令和7年2月下旬    | ・基本方針の改定  |

## フラット八戸の今後の対応について

### 1 フラット八戸の概要

通年型アイスアリーナをベースとし、断熱式フロアを敷設することにより、バスケットボールやコンサート、コンベンション等の開催も可能となる多目的アリーナとして、令和2年4月に開業したもの

- 施設所有会社：X S M F L A T八戸株式会社
- 施設運営会社：クロススポーツマーケティング株式会社

### 2 フラット八戸の賃貸借期間

令和2年4月1日から令和32年3月31日までの30年間

### 3 フラット八戸の各年度の利用時間 2,500時間

### 4 フラット八戸の年間賃料

1億1,000万円(消費税及び地方消費税の額を含む)

### 5 フラット八戸のこれまでの利用状況

| 年度  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用率 | 80.1% | 70.1% | 96.6% | 99.0% | 99.5% |

※1 利用率=利用枠数/条例枠数

※2 令和6年度の利用率は令和6年10月31日時点

### 6 フラット八戸のリンクの凍上に関するこれまでの経緯

| 時期         | 内容   |
|------------|--|
| 令和4年8月     | リンク中央部の氷が盛り上がっている旨市内競技団体から指摘があり、その時点で、クロススポーツマーケティング株に対して、市から改善を申し入れ                         |
| 令和5年6月     | クロススポーツマーケティング株等が簡易調査を実施し、建物の基礎より上の部分には問題がない旨確認  |
| 令和6年2月     | クロススポーツマーケティング株等が建物の基礎より下の部分の調査を実施し、リンク中央部の地盤の凍上により、コンクリート製の床が持ち上げられ、リンク中央部に盛り上がりが生じていることを確認 |
| 令和6年6月24日  | 令和8年開催の青の煌めきあおもり国スポーツ開催に支障をきたすことのないよう、計画的に改修に取り組むよう、市からX S M F L A T八戸株に要求                   |
| 令和6年11月18日 | X S M F L A T八戸株から市等に対して、フラット八戸の今後の対応について説明  |

(フラット八戸を会場とする国民スポーツ大会競技スケジュール)

| 時期        | 内容  |
|-----------|---|
| 令和7年6月    | レスリング競技リハーサル大会<br>(令和7年度東北高等学校レスリング選手権大会) |
| 令和8年1月～2月 | フィギュアスケート競技会                              |
| 令和8年2月    | アイスホッケー競技会                                |
| 令和8年10月   | レスリング競技会                                  |

7 フラット八戸の今後の対応

フラット八戸で開催される国民スポーツ大会の開催を最優先とし、令和7年夏頃に、3か月程度休館の上、氷を融解し、再度リンクの氷を張り直すことで、国民スポーツ大会の開催に備える意向とのこと

なお、凍上の原因に対する抜本的な対策に向けた検討を進められるよう、戸田建設(株)等との協議を継続することであり、当市としては、令和8年開催の青の煌めきあおもり国スポ終了後の抜本的な改修について、引き続き促す意向

## 地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

卸売業者が委託者から收受する委託手数料の率の上限を改定するためのもの。

### 2 改正の内容

卸売業者が、魚市場における卸売のための販売委託の引受けについて、委託者から收受する委託手数料の率の上限を、卸売金額の「100分の3以内」から「100分の4以内」とする。

### 3 施行期日

令和7年1月1日

### 4 参考

令和6年5月27日 様八戸魚市場より要望書の提出

- ①委託者から收受する委託手数料の率の引上げ
- ②市場開設者に支払う市場使用料の率の引下げ

7月29日 八戸市魚市場運営審議会に諮問、審議

8月20日 八戸市魚市場運営審議会における審議、意見集約

8月29日 八戸市魚市場運営審議会から市長へ答申

- ①委託手数料率は1%引上げ、4%が妥当

- ②市場使用料率は現行の料率が妥当

ただし、別途経営支援策を講ずるべきである。